ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用に	3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用に
ついては、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の62.5</u> 」とす	ついては、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とす
る。	る。
4~7 (略)	4~7 (略)

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。	3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4~7 (略)	4~7 (略)

ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)
第10条 特定任期付職員には、ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成	第10条 特定任期付職員には、ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成
17年ふじみ野市条例第41号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、	17年ふじみ野市条例第41号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、
第8条、第9条、第9条の3、第10条、第10条の3 <u>、第11条及び第12条の4</u>	第8条、第9条、第9条の3、第10条、第10条の3 <u>及び第11条</u> の規定は、適
の規定は、適用しない。	用しない。
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同	4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同
条第2項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
5 (略)	5 (略)

ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同	4 特定任期付職員に対する給与条例第12条の規定の適用については、同
条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	条第2項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の157.5</u> 」とする。
5 (略)	5 (略)

改正案 現行 (報酬等) (報酬等) 第2条 (略)

2 (略)

3 報酬の額は、次項又は第5項の規定により決定した報酬の基本額及び その基本額にふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ野 市条例第41号。第6条及び別表において「給与条例」という。)第9条の 2第2項に定める割合を乗じて得た額(日額の報酬にあっては、その額に 10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額とし、時 間額の報酬にあっては、その額に1円未満の端数を生じたときは、これ を切り捨てた額とする。)の合計額とする。

4~8 (略)

(期末手当の支給の特例)

第6条 第2条第8項及び第5条第4項の規定により支給する期末手当の額 は、給与条例第12条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日にお いて施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とす る。

(報酬等の減額)

第7条 (略)

(支給等)

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項 及び第5条第1項に規定する手当に限る。次項において同じ。)の支給に ついては、前6条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

第2条 (略)

(略)

3 報酬の額は、次項又は第5項の規定により決定した報酬の基本額及び その基本額にふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ野 市条例第41号。別表において「給与条例」という。)第9条の2第2項に 定める割合を乗じて得た額(日額の報酬にあっては、その額に10円未満 の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額とし、時間額の報 酬にあっては、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨 てた額とする。)の合計額とする。

4~8 (略)

(報酬等の減額)

第6条 (略)

(支給等)

第7条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項 及び第5条第1項に規定する手当に限る。次項において同じ。)の支給に ついては、前5条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

2 (略)	2 (略)
(委任)	(委任)
<u>第9条</u> (略)	第8条 (略)